

介護サービスを利用 されている方へ 「介護保険給付費通知」 を送付します

令和3年3月～8月の期間でどのくらいサービスを利用したのかを確認するための「介護保険給付費通知」を、1月上旬に送付します。

事業所から市へ介護保険請求があった内容をもとに作成されていますので、サービス内容や回数等に間違い・不明な点がないか、領収証等と照らし合わせてご確認ください。

※記載されている金額は既にお支払いされた、また市より給付済みの金額です。
新たなお支払いや給付が発生するものではありません。

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係
[内線156～159]

確定申告に
使えます

～国民健康保険 医療費のお知らせ～

市では、国民健康保険加入者の医療費総額などについてお知らせする「医療費のお知らせ」を2ヶ月に一度、医療機関等を受診した方がいる世帯の世帯主へ送付しています。このお知らせは、医療費控除の申告の際に「医療費控除の明細書」として使用できます。

なお、令和3年11月分と12月分は、2月末に発送予定となっています。送付以前に確定申告を行う方は、領収書により医療費控除の手続きをしてください。

※後期高齢者医療制度の加入者については、北海道後期高齢者医療広域連合より医療費通知が送付されます。

令和3年1月～9月診療分を1月上旬に、令和3年10月～12月診療分を2月下旬に発送予定です。

※医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

問 市役所国保医療課[内線122～125]

償却資産の申告は1月31日までに提出を

問 市役所税務課資産課税係
[内線132～134]

建設業や製造業、不動産賃貸業、農業、漁業、飲食業などの事業を営む個人・法人は、市内に事業用償却資産を所有している場合には、地方税法の規定により当該償却資産の申告が義務付けられています。

固定資産税の申告対象となる償却資産は、税務会計上、減価償却資産の対象と定められている事業用の資産です。具体例として、事業所の備品、工場の機械・装置、屋外看板、駐車場の舗装、受変電設備などが対象となります。

ただし、右のいずれかに該当する資産については、申告する必要はありません。

償却資産の申告の必要がないもの

- (1) 土地および家屋
- (2) 自動車税または軽自動車税の課税対象となっている車両
- (3) 無形固定資産(営業権など)
- (4) 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、国税(法人税・所得税)の申告の際に一時損金または必要経費として計上している資産
- (5) 取得価額が20万円未満のもので国税の申告の際に3年間の一括償却で処理している資産

●申告方法

令和4年1月1日現在で、市内に所有している償却資産について、1月31日(月)までに市役所税務課または総合分庁舎市民窓口課へ申告書を提出してください(郵送での提出もできます)。

問

市役所市民課窓□係

[内線1133～1115]

●年金の納付猶予・免除制度／学生や、50歳未満で所得が一定額以下の方を対象とした納付猶予制度や、失業、新型コロナウイルス等で納付が困難な方や産前産後の方は保険料を免除する制度があります。

●年金の上乗せ／年金保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受け取ることができます。

●保険料の前納制度／保険料を早めに収めること(前納)により保険料が割引になります。

●保険料／月額16,610円(令和3年度)

●加入手続き／住民登録をしている市区町村の役所窓口でお手続きしてください。なお、すでに厚生年金保険に加入している方や厚生年金保険の配偶者に扶養されている方は手続きが不要です。

20歳になったら
国民年金

